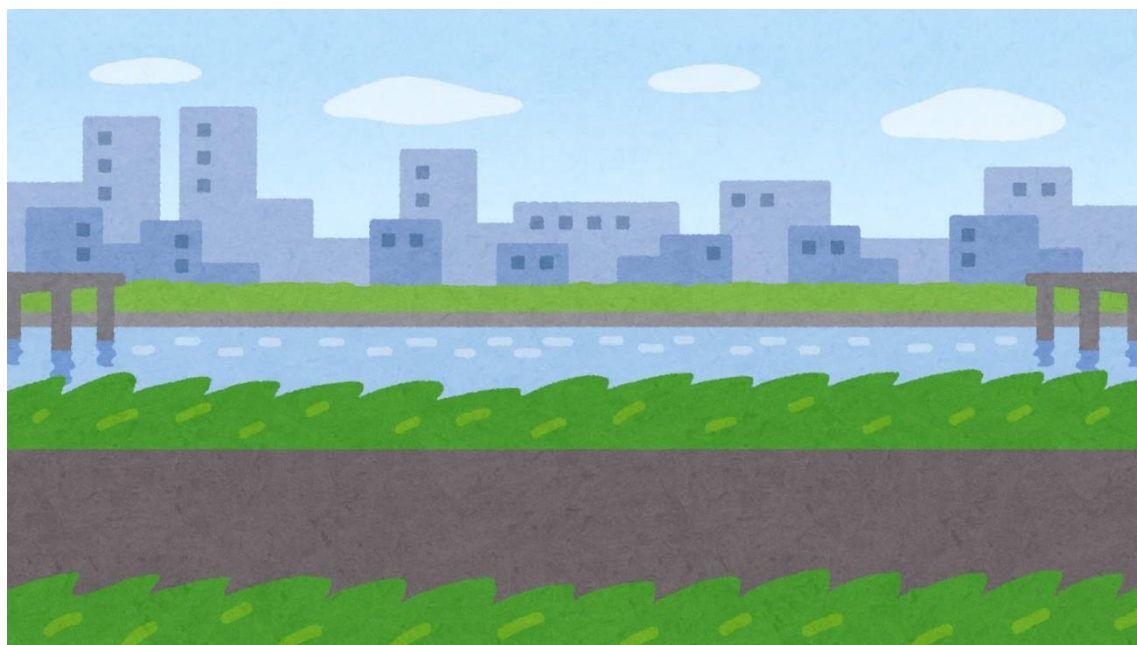


## 自治会活動お役立ち情報

# 自治会運営ハンドブック



日野市

令和6年度版

# はじめに

自治会は地域コミュニティの核となる、大変重要な地域の活動団体です。活発な活動はうるおいある地域生活を育むだけでなく、安全・安心なまちづくりにおいても重要な役割を果たします。

自治会の重要な役割として、下記のものなどが挙げられます。

- ①地域住民どうしの親睦を深め、連帯意識を高めて、地域での日常生活を豊かで円滑なものにします。
- ②顔見知りが増え連帯感が高まれば、防犯面の安全向上につながるほか、災害などの緊急時にも助け合いがスムーズに行えるようになり、被害を少なくできます。
- ③回覧などにより新聞や広報以外の情報を伝達することができます。
- ④地域の意見や問題点をまとめて行政に要望する、意見反映のパイプ役の機能もあります。
- ⑤地域の日常生活に共通する課題(高齢化・子育て支援など)について、みんなで協力して解決していくことができます。

ここでは、日野市で行っている自治会活動の支援策や、自治会活動について代表的な活動例、自治会活動に関するお役立ち情報を挙げ、まとめました。

この冊子を、初めて自治会活動に関わる方や、日ごろの活動に悩んでいる方に、活動の参考としていただければ幸いです。

# 目次

■自治会とは	・・・	P1
■自治会の仕事	・・・	P2
■自治会活動と個人情報	・・・	P5
■情報提供について	・・・	P8
■自治会加入促進について	・・・	P10
・転入者への自治会加入促進		
・未加入者への自治会加入促進		
■自治会活動に関する補助金について	・・・	P12
■広報板について	・・・	P19
■各種サービスについて	・・・	P21
・印刷機について		
・備品について		
■地域懇談会・アクションプラン・ひのまちトーク(自治会交流会)について	・・・	P25
■認可地縁団体について	・・・	P27
■困ったときは…	・・・	P28
■防災・防犯について	・・・	P32
・自主防犯活動(パトロール等)への支援		
・防災について		
・自主防災組織について		
・備蓄品の管理及び利用について		
■ごみの分別・収集について	・・・	P42
・資源物回収奨励費について		
・ボランティア清掃袋使用についてのお願い		
・まつり等ごみ収集について		
■高齢者施策について	・・・	P46
・ふれあいサロンについて		
・高齢者のほっと安心相談所「地域包括支援センター」		
■健康について	・・・	P48
・日野人元気！ゼミナールについて		
・健康づくり推進員について		
■市内一斉清掃について	・・・	P49

# 自治会とは

企画部地域協働課（042-581-4112）

自治会とは、「同じ地域に住む人が集まり、様々な活動をしながら親睦を深める団体」になります。

この冊子の「はじめに」でも触れましたが、自治会活動は地域のつながりを生む上で大変重要な、コミュニティの核となるような活動団体になります。

令和6年4月1日現在、市内には234の自治会が存在し、それぞれの活動を行っています。時には、自治会同士が協力し、お祭りや防災訓練を行う場合もあります。

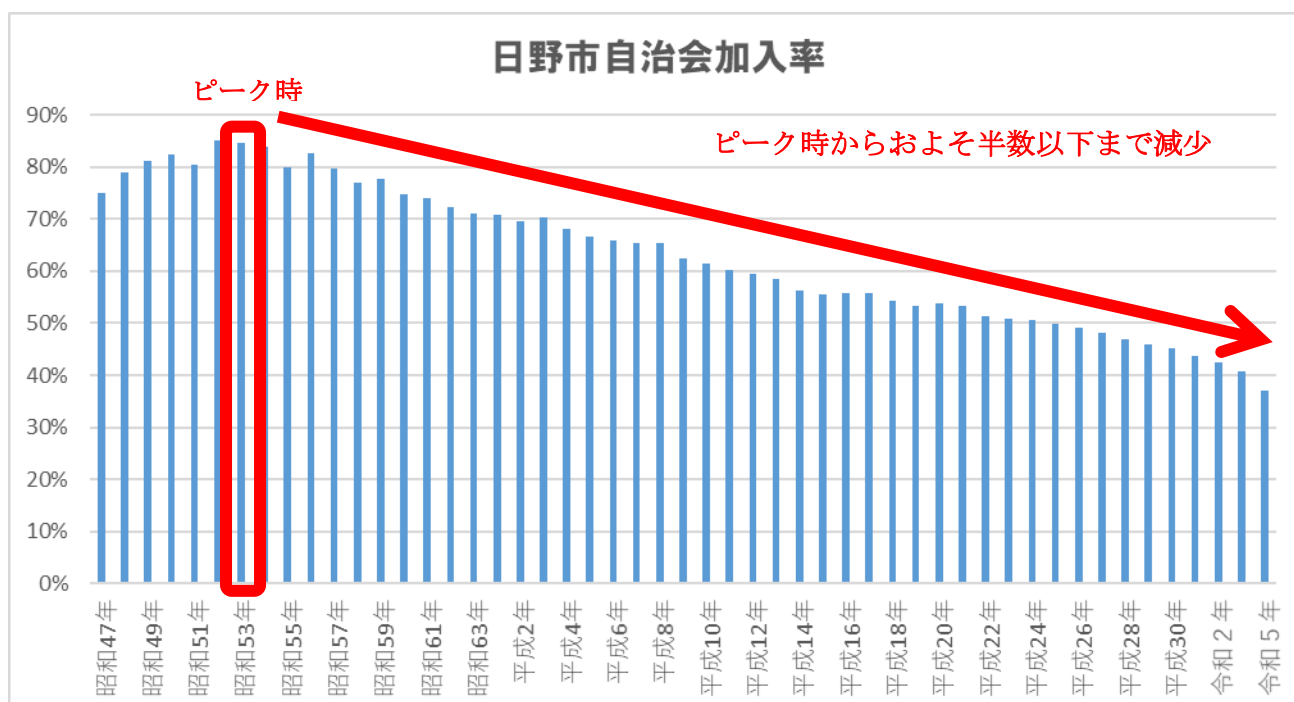
しかしながら、自治会加入率はピーク時の昭和52年を境にして、減少傾向に転じています。自治会活動は、地域のつながりを生むためになくてはならないものであり、地域のつながりによって、災害や犯罪があったときに命を助ける一助になるかもしれないのです。

地域協働課では、今後も自治会活動の支援・加入促進に取り組んでまいります。

《市内自治会の状況》（令和6年4月1日現在）

自治会総数	234 自治会
自治会加入世帯数	34,277 世帯
市全体世帯数	90,879 世帯
加入率	37.72%

《自治会加入率》



# 自治会の仕事（参考）

企画部地域協働課（042-581-4112）

ここでは、初めて自治会長になられた方を想定し、自治会の仕事をまとめてみました。  
自治会の活動によっても様々なため、1つの例としてご覧いただければと思います。

・・・・・・・・ある自治会長さんの年間活動内容・・・・・・・・

月	活動内容
4月	自治会役員打診、選出・総会の準備、開催、新旧役員引継ぎ 日野市へ自治会登録書の提出
5月	市内一斉清掃のお知らせ作成・実施、自治会費の徴収 8月の盆踊りに向けて動き出し、募金の協力お願い、自治会交流会出席
6月	防犯パトロールの実施、日野市へ自治会補助金書類の提出
7月	公園清掃
8月	自治会内盆踊りの準備・開催、ラジオ体操（子ども会との共催）
9月	近隣神社例大祭への準備・自治会内周知、長寿お祝い会の準備・開催（記念品準備）
10月	防災訓練の準備・開催
11月	市内一斉清掃のお知らせ作成・実施、自治会対抗運動会の準備・実施
12月	地域懇談会出席、歳末警戒（夜間パトロール）
1月	どんど焼きの準備・実施、餅つき大会
2月	来年度運営の検討（役員選出・予算案）、役員引継ぎ書の作成
3月	自治会親睦旅行の準備・開催、総会の準備、決算

## ★その他のお仕事（通年で行う仕事など）

- ①市やその他の団体からのお知らせの回覧
- ②自治会規約の変更
- ③自治会役員会の準備・開催（通年）
- ④街路灯の維持管理
- ⑤自治会だよりの作成
- ⑥住民要望の調整
- ⑦交通安全指導
- ⑧地区センター・自治会保有の集会所の管理



## ○自治会の規約について

自治会は、地縁による自主的な組織のため、運営方法などに規約や会則が必要になります。下記に、規約作成に必要な事項を例示しますので、作成・改正の際には参考にしてください。

### ≪規約事項の例≫

会の名称、事務所	自治会の名称や事務所の設置場所を示します。
会員	自治会区域に居住している住民と定義します。
目的	自治会の創設目的・設立目的を示します。
役員	自治会役員の構成・役割・選出方法について示します。
会議	総会や役員会について、効力の発生条件や招集、目的について示します。
事業（定例行事）	会で行っている事業（行事）を示します。
会費	自治会費を示します。
表彰・弔意	会員の功労に対する表彰や、葬儀の際の弔慰金、災害の見舞金の金額等を示します。

※上記の事項以外にも、円滑な自治会運営に必要な事項は設定してください。

### ≪自治会規約（例）≫

#### ○○自治会 規約

##### 第1章 総則

第1条 この会を○○自治会と称し、事務所を□□□に置く。

第2条 この会は、日野市○○に居住する者をもって組織する。

第3条 この会は、地域住民の融和と団結によって、地域内のより良い発展のために尽くすことを目的とする。

##### 第2章 役員

第4条 この会に下記の役員を置く。

会長1名、副会長○名、会計○名、会計監査○名、書記○名、班長(各班)1名

第5条 会長はこの会を代表し会の運営を行い、役員会の議決を得て会務の執行にあたる。

第6条 副会長は会長を補佐し、会長が事情により会務を行えない時にはこれを代理する。

第7条 会計は金銭の趣旨ごとに記帳して総会において報告する。また、会費を集計する。

第8条 会計監査は、会計を監査して総会において報告する。

第9条 書記は会長の指示に基づき通知、通達を作成し、また総会において議事録の記録を行う。

第10条 班長は会長からの伝達事項を班内に報告し、班内からの希望事項を役員会に提案する。

2 班長は班内の会費、その他金銭をまとめて会計に納入する。

第11条 役員任期は会長、副会長、会計、会計監査、書記は2年とし、班長は1年とする。期間は総会から次期総会とする。

第12条 役員選出

(1) 会長は役員会において選出し、総会の承認を得る。

(2) 副会長、会計、会計監査、書記は会長が任命し総会の承認を得る。

(3) 班長は自己の班に所属する会員の互選により選出する。

### 第3章 会議

第13条 この会の会議は、役員会、総会の2種とし、会長がこれを招集する。

第14条 役員会は会長、副会長、会計、会計監査及び書記によって構成され、自治会運営のための企画立案その他の任務にあたる。

第15条 総会は全会員によって構成され、毎年1回招集される。ただし、会長が必要と認めるとき、役員会において要求があったとき又は会員の過半数の要求があったときは、臨時総会を招集することができる。

第16条 会議の議決事項はいずれも出席者(委任状出席を含む)の過半数の同意が無ければ効力を発生しない。

第17条 この規約は総会において出席者(委任状出席を含む)の過半数の同意が無ければ変更することはできない。

### 第4章 定例行事

第18条 この会の定例行事を次の通り定める。

5月 ▲▲▲祭り

10月 防災訓練

第19条 前条に定めた定例行事について、従前からの経緯に鑑み、この会単独で実施せずに●●自治会との合同企画にて実施することもある。

### 第5章 表彰・弔意

第20条 この会の発展のため特に功労のあった者に対しては、役員会の議決により総会において表彰する。

第21条 この会の会員宅に火災を生じ損害を被ったときは、見舞金として、金〇〇〇円を贈る。地震・風水害により損害を被った場合は役員会に諮り決定する。

第22条 この会の会員宅にて葬儀の際には、弔慰金として、金〇〇〇円を贈る。

### 第6章 会計

第23条 この会の会費は、通常会費及び賛助会費とし、1世帯あたり〇〇〇円とする。通常会費は当地区に居住している一般会員から徴収し、賛助会員は当地区において、営利事業を営む個人又は法人から徴収する。但し、その代表者が当地区に居住し、通常会費を納入している場合はこれを除く。

第24条 この会の経費については、会費並びに寄付金、その他収入をもってあてる。

第25条 会計に資する書類は、5年保存とする。

### 附則

この規約は、令和〇年〇月〇日より施行する。

# 自治会活動と個人情報

企画部地域協働課（042-581-4112）

ここでは、自治会活動と個人情報についてのポイントを示します。

## 《個人情報保護法について》

○個人情報保護法とは？

自分の情報を勝手に使われたり漏らされたりすると困るので、個人情報をきちんと守っていくためのルールを定めた法律ができました。

個人情報を何に使うか、利用の目的を明確にすること、きちんと管理することを事業者に求めるとしています。

**平成29年5月から、自治会・マンション管理組合等の非営利組織に対しても、個人情報保護法が適用され、法律に定められた個人情報取り扱いのルールに従うことが求められています。**

○どんなものが個人情報になるのか？

**氏名、生年月日、住所、家族関係、職業など、特定の個人を識別することができる情報**を個人情報といいます。自治会や同窓会における役職等も、氏名と紐づけて管理している場合には個人情報になります。また、写真や映像も個人情報になる場合があるので、注意が必要です。

## 《自治会名簿について》

○自治会で名簿を作成することができるのか？

個人情報保護法には違反しないので安心してください。

適正に取得された個人情報に基づいて、自治会名簿を作成することができます。

○どのような点に注意するのか？

利用目的を明らかにし、あらかじめ本人の同意を得てください。また、名簿に載せる項目は必要な範囲内にしてください。

○作成した名簿を配布するにあたって注意点はありますか？

名簿の目立つところに、利用目的（「会員同士の親睦の目的に沿った利用をする」など）や注意事項を明記するようにしましょう。

次のページでは、自治会名簿の作成・配布のポイントをご紹介します。



## ～ 自治会名簿作成・配布のポイント～

### 1. ルール作り

名簿の利用目的、名簿に載せる項目、同意の取り方、管理方法などについて自治会内で話し合い、ルールを作りましょう。

### 2. 利用目的

会員相互の親睦・連絡など名簿の利用目的を定め、それ以外には使わないようにしましょう。また、避難行動要支援者の情報などは、一般会員に配布する名簿に載せる情報とは分けて考えましょう。

### 3. 本人同意

あらかじめ本人の同意を得るようにしましょう。趣旨を十分に説明し、同意が得られない場合は名簿に載せないなどの対応が必要です。項目の一部のみ同意が得られた場合は、その項目だけ載せるなどの工夫をしましょう。ただし、以下の場合は同意を得なくても、会員以外に名簿を提供できます。

- ①法令に基づく場合（警察からの照会等）
- ②人の生命、財産を守る場合（災害発生時の安否確認等）
- ③委託先に提供する場合（会員名簿の印刷を業者に委託する場合）

※名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。

（委託先確認方法の例）

情報の持ち出しの禁止、委託された業務以外の利用禁止、返却・廃棄等の事項を記載した書面を渡す 等

### 4. 管理方法

名簿の配布先で目的に沿った利用や保管、廃棄が行われるよう、注意が必要です。名簿が外部の者に渡り、営業活動等に利用されたりすることのないよう、名簿の見やすい場所に注意事項を明記しましょう。

《例えば…》

- (1) この名簿は、会員相互の親睦と連絡のために利用するものであり、他の利用を禁じます。
- (2) 会員以外の人の手には渡ることのないよう、取り扱いには十分注意してください。

また、配布する名簿には訂正等に関する問い合わせ先等を明示し、本人から内容の訂正を求められた場合には適切に対応してください。

## 5. その他

- Q 会全体の名簿以外でも地域やブロック毎の連絡網を作成・配布する場合はどうすればよいか？  
⇒名簿を作成・配布する場合とルールは変わりません。「連絡網を作成し、記載されている者に配布するという利用目的を定め、その利用目的や問い合わせ先を書面等で関係者に伝え、作成した連絡網は安全に管理する」といったことが必要になります。

※参考：「自治会・同窓会向け 会員名簿を作るときの注意事項（個人情報保護法の改正に伴う対応について） 個人情報保護委員会」

# 情報提供について

企画部地域協働課（042-581-4112）

地域協働課では、年度始めに提出いただく「自治会登録書」の内容を、申請に基づき情報提供しています。

## 《情報提供できる前提》

「日野市自治会登録書」内下部、「自治会長連絡先の第三者への提供について（同意欄）」に自治会名・自治会長名の記入がある場合。

- ・・・以下の目的での申請の場合は情報提供が可能になります・・・
- (1) 市、警察署、消防署等の官公庁が業務を執行する目的で申請する場合
- (2) 国や市より委嘱を受けている民生・児童委員等が、その委嘱の範囲内に関する目的で申請する場合
- (3) 市より業務を受託している団体が、その業務の範囲内に関する目的で申請する場合
- (4) 事業者が、開発計画、道路工事、建物建築工事、ライフライン工事等に伴い近隣に事前に周知・説明する目的で申請する場合
- (5) 自治会未加入者が、自治会加入目的で申請する場合及び、集合住宅の所有者や管理者もしくは不動産業者が、入居者や購入予定者に対し自治会加入を促すことを目的で申請する場合
- (6) 自治会、子ども会、老人クラブ、PTA、青少年地区育成会等が周辺住民とのコミュニティ・福祉活動のために行うことが明らかであり、連絡および広報（祭りの行事広報等）を目的で申請する場合

## 《情報提供までの流れ》

①自治会情報を提供希望する申請者が窓口に来庁。日野市自治会一覧表閲覧申請書(誓約書)に記入してもらいます。

↓このような申請書を記入します↓

②申請者が希望する情報を提供します

＊提供可能な情報

自治会長の氏名、住所、電話番号、自治会区域内加入世帯数、回覧枚数、会費

《情報提供に関して》

- 申請者に示す情報は、提出いただいた自治会登録書に基づき提供します。
- 申請者は、市などの官公庁ではありません。不審に感じた場合は、地域協働課に問い合わせただけければ、回覧申請が提出されているか確認ができますので、お問い合わせください。

# 自治会加入促進について

企画部地域協働課（042-581-4112）

地域協働課では、自治会の加入促進に取り組んでいます。

## ○転入者への自治会加入促進（R6.3月チラシリニューアル！）

市民窓口課や七生支所など、日野市に転入された方に対して、自治会をご案内するチラシを配布し、加入を促しています。

加入チラシの見開き 1 ページ目には自治会の区域図を掲載し、転入者の住む区域はどの自治会なのかを分かりやすく示しています。

地域との関わりを楽しもう

## 自治会参加のススメ

日野市には約230の自治会があります。中を開いてあなたの住む区域をチェック！

防災訓練でいざという時の備えを  
子どもから大人まで楽しむお祭り開催！  
地域の人とゆる〜くつながる

ある自治会の1年（例）

- 4月 総会
- 5月 みんなでゴミ拾い
- 9月 お祭り
- 2月 防災訓練
- 随時 回覧板

地域に知り合いが増えて楽しい！

いざという時、近くに知り合いがいると安心！

## 自治会って？

「自治会って何をしているの？」と疑問に思ったことはありませんか？ここではほんの一部ですが、自治会が地域でどんなことをしているのかをご紹介します！

- 防犯・防災活動**  
登下校の際の見守りや地域内のパトロールといった活動や、災害に備えて防災訓練などを行っています。地域の繋がりは、いざという時にとても頼りになります！
- イベント開催**  
夏祭りやお正月のどんと焼き、お餅つきなど、季節の楽しいイベントを開催しています。参加者としても主催者としてもイベントを楽しみましょう！
- 美化活動**  
地域内の清掃や花壇の整備などを行っています。綺麗で住みやすい環境を一緒に作りましょう！
- 自治会加入に関する電子申請はこちら！**  
加入する自治会が分からない場合は、右のQRコードから申請頂くと、自治会名をメールで回答します！

## 自治会参加のコツ

1. 最初はお祭りなどの地域のイベントに行ってみよう！
2. 自分のできるペースで参加しよう！
3. 地域との関わりを楽しもう！

まずは参加者として地域のイベントに参加してみよう。自治会の雰囲気やどんなことをしているのかが見えてきますよ。

活動は無理のない範囲で構いません。自分の得意なこと、できる範囲で参加しよう。

自治会には子どもからお年寄りまで幅広い層の方がいます。新たな人との繋がりが生活を豊かにしてくれるかもしれません！

自治会に関するお問い合わせはこちら

＜日野市企画部地域協働課＞  
042-581-4112  
ckyodo@city.hino.lg.jp  
日野本町1-6-2 生活・保健センター4階

## ○未加入者への自治会加入促進

各自治会が、加入促進として使用できるチラシを作成しました。

日野市ホームページに掲載しておりますので、自治会名等を入力し、ご自由にお使いください。

※日野市ホームページ：<http://www.city.hino.lg.jp>

トップページ→暮らし・手続き→自治会・市民活動  
→自治会→（自治会向け）加入促進チラシについて

自治会名と問い合わせ先を入力し、お使いください→



←こちらのQRコードを読み取り、アクセスすることもできます。

## 自治会に加入しましょう！

お祭りなど、地域に活躍中！

自治会大活躍

地域の道徳観念や文化伝統を守り継いでいます

福祉/バリアフリー/防災訓練/安全で安心に暮らす

自分たちが住みみんなより楽しく

この地域は **〇〇自治会**

一緒に活動しませんか？ 加

＜問い合わせ先＞  
〇〇自治会 〇〇 〇〇

この地域では、〇〇〇〇自治会が活動しています！  
自治会への加入方法は、下記までお問い合わせください。  
会員名：〇〇 〇〇  
連絡先：080-\*\*\*\*-\*\*\*\*

## ○各自治会作成のホームページについて

各自治会が自治会オリジナルで作成したホームページを、市のホームページで紹介しています。

※日野市ホームページ内：<http://www.city.hino.lg.jp>

トップページ→暮らし・手続き→自治会・市民活動→自治会→自治会のホームページを紹介します！

また、自治会でホームページを作成し、掲載したい場合は地域協働課までお問い合わせください。



←こちらのQRコードを読み取り、  
アクセスすることもできます。

# 自治会活動に関する補助金について

企画部地域協働課（042-581-4112）

ここでは、自治会活動に関する補助金をご紹介します。

【日野市の補助金（2種類）】

## ①日野市自治会補助金

日野市自治会補助金には、4項目の補助金が含まれます。

1. **運営費補助金**…自治会の運営及び自治会が実施する事業に対する補助。  
自治会区域に属する加入世帯に対して、1世帯当たり500円
2. **活動費補助金**…自治会が実施する地域の活性化等の事業に対する補助  
総事業費の1/2(上限200,000円)
3. **連携補助金**…他自治会と共同で地域活性化等の事業を行う自治会に対して補助。  
一律20,000円（3年間まで）
4. **集会所補助金**…自治会及び地域住民が共同で管理、または所有する集会所施設に対する補助金。1館あたり23,000円

### 自治会補助金対象事業

#### ア 地域コミュニティの活性化・発展に資する事業に要する事業

例) 夏祭り、おもちつき、スポーツ大会、講座・研修など（住民相互の親睦に関する活動全般）

#### イ 防災・防犯に関する事業に要する事業

例) 防災訓練、防犯パトロール、防犯カメラ・安全灯の設置、防災品の購入など

#### ウ 清掃・美化に関する事業に要する事業

例) 一斉清掃・浅川クリーン作戦、花壇整備、雪かきや除草など

#### エ 自治会の運営及び各種会議等に要する事業

例) 会議費、事務用品・備品の購入、回覧物や名簿・会報の発行、自治会で設置管理している物の修理・撤去、自治会HP・LINE管理費など

★「活動費補助金」は、ア、イ、ウ が対象事業

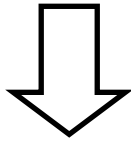
※募金、慶弔費・祭礼金、他団体（個人）への補助や助成、役員報酬等（協力費）な

どは補助対象になりません。ご注意ください。

★日野市自治会補助金の大きな流れ

①「自治会登録書」と「活動費補助金事前協議書」の提出

(市より送付時期：3月頃、提出期限：5月末)



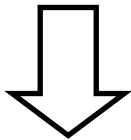
【市より】

自治会補助金申請書類、活動費補助金採択結果通知の送付

※「補助金不要」とご回答いただいた自治会については、下記の手続きは不要です。

②「自治会補助金交付申請書類一式」の提出 【市より7月頃発送】

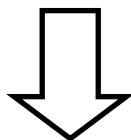
(提出期限：第一回締切7月下旬、第二回締切8月下旬)



【市より】

自治会補助金交付決定通知書の送付、補助金の支払い

③補助対象事業の実施(年度内)



④「補助金実績報告」 【市より3月頃発送】

(提出期限：翌年4月末)

★補助金申請時の注意事項

- ・定められた提出期限は厳守してください。提出期限を過ぎてからの提出の場合、補助金をお支払いすることができません。
- ・申請については、原本を窓口での受け渡し、又は郵送での提出になります。

詳細に関しては、各書類送付時に同封する説明文をご一読いただき、お手続きください。



## ②日野市自治会所有集会所増改築工事・修繕事業補助金

自治会が所有し、管理する集会所について、増改築や修繕を行う際に補助金を交付しています。

・交付要件：1件10万円以上（税込）の増改築や、修繕を実施する場合。

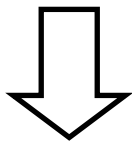
例）建具や畳の取り換え、屋根のふきかえ、内外装の改修・塗装など

※備品類の購入・外構の修繕は対象外になります。

・交付金額：工事費又は修繕費の1/2以内で、100万円を上限とする額。

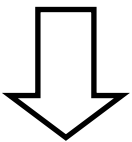
### ★日野市自治会所有集会所増改築改修工事・修繕事業補助金交付の大まかな流れ

① 事業計画書の提出（市より送付時期：事業実施【前年】の7月頃、提出期限：【前年】9月頃）



【市より】  
内定通知の送付（事業実施年度の4月以降）

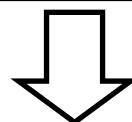
②補助金交付申請（提出期限：内定通知後～修繕契約前まで）



【市より】  
補助金交付決定通知書の送付  
※決定通知後の事業計画の変更があった場合には、地域協働課までご連絡をお願いします。

③工事・修繕業者との契約（決定通知後）

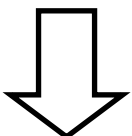
※交付決定通知書の日付から30日以内に契約書又は請書（写し）を市にご提出ください。



④増改築・修繕の実施



⑤補助事業実績報告書の提出（工事・修繕完了後）※翌年4月までに



【市より】  
交付額確定通知の送付

⑥補助金交付請求（確定通知後）

【市より】 補助金の支払い

★補助金申請時の注意事項

- 事業計画書の提出時には、必ず2社以上の見積をとり、すべての見積書を添付してください。
- 施工前・中・後の写真を撮影してください。撮影時に、撮影日と撮影場所を明記した紙も含めて撮影すると、提出時に便利です。
- 契約書又は請書（写し）は、交付決定通知の日から30日以内に提出してください。
- 本補助金は、事業計画書提出から補助金交付まで年度をまたいでの検討になります。輪番制により自治会長が代替わりとなる場合は、必ず引継ぎを行ってください。

詳細については、各書類送付時に同封する説明文をご一読いただき、お手続きください。

【東京都の補助金（1種類）】

## ○東京都地域の底力発展事業助成

この助成金は、地域活動の担い手である自治会が行う地域の課題を解決するための取組を推進し、「地域力」の向上を図る事業に対して、東京都が助成を行うものです。

助成対象となる事業や助成限度額については、下記の通りとなります。

- ・事業区分：以下のA～Dまでの4つ。そのうち、B区分（東京都が取り組む特定施策の推進につながる取組）については、さらに6つの区分を設けています。また、区分によって助成率が異なります。

助成区分	内容	助成率	助成限度額	
A	地域の課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初めて交付決定を受ける団体 ：助成対象経費の10/10</li> <li>・交付決定を受けたことがある団体 ：助成対象経費の1/2</li> </ul>	都町連・町自連 200万円  地区連 100万円  単一町会 20万円	
B	東京都が取り組む特定施策の推進につながる取組	6つの区分あり		
B-1	防災・節電活動	・助成対象経費の10/10		
B-2	子ども・若者育成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今までにB-2区分で交付決定を受けたことがない場合：助成対象経費の10/10</li> <li>・今までに交付決定を受けたことがある場合 ：助成対象経費の1/2</li> </ul>		
B-3	高齢者等の見守り活動	・助成対象経費の10/10		
B-4	防犯活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今までに交付決定を受けたことがない区分で申請する場合：助成対象経費の10/10</li> <li>・今までに交付決定を受けたことがある区分と同じ区分で申請する場合 ：助成対象経費の1/2</li> </ul>		
B-5	多文化共生社会づくり			
B-S	東京都が緊急に取り組むべき特定施策の推進につながる取組 デジタル活用支援	助成対象経費の10/10		
C	複数の単一町会・自治会が共同して実施する地域の課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同する団体の中に、今までC区分で交付決定を受けた団体がいない場合 ：助成対象経費の10/10</li> <li>・共同する団体の中に、今までC区分で交付決定を受けた団体がいる場合 ：助成対象経費の1/2</li> </ul>		単一（共同） 50万円

助成区分	内容	助成率	助成限度額
D	単一町会・自治会が他の地域団体（町会・自治会及び自治体等を除く。）と連携して実施する地域の課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今までにD区分で交付決定を受けたことがない団体：助成対象経費の 10/10</li> <li>・今までD区分で交付決定を受けたことがある団体：助成対象経費の 1/2</li> </ul>	単一（連携） 30万円

【重要①】 C・D区分で防災・節電活動、高齢者等の見守り活動、またはデジタル活用支援を行う場合

C・D区分で防災・節電活動、高齢者等の見守り活動、またはデジタル活用支援を行う場合、B-1 区分、B-3 区分、B-S 区分と同様に助成率は助成対象経費の 10/10 となります。

【重要②】 A,B-2,B-4,B-5,C又はD区分の申請で、助成率が助成対象経費の1/2になる場合でも、取組の中に「地域防災力の強化」かつ「多文化共生社会づくり」につながる活動が含まれている場合、助成率は助成対象経費の10/10になります。

例) 昨年度、B-4区分で防犯パトロールを実施した団体が、今年度もB-4区分で申請する場合

① 防犯パトロールのみを実施 →助成率は 1/2 になります

② 防犯パトロールに、「地域防災力の強化」かつ「多文化共生社会づくり」につながる活動を含めて実施→助成率は 10/10 になります

町会・自治会が主催して行う「スマホ教室」に講師を派遣する「講師おまかせスマホ教室」についても募集します。詳細は東京都 HP よりご確認ください。

※申請等詳細については、東京都生活文化スポーツ局までお問い合わせください。なお、地域協働課では、都より送付されるガイドラインをお渡しすることが可能です。

※東京都HPは、検索エンジンから「地域の底力」と検索し、アクセスしてください。

こちらのQRコードを読み取り、アクセスすることもできます→



東京都生活文化スポーツ局 都民生活部 地域活動推進課 地域活動支援担当  
Tel : 03-5388-3166 FAX 03-5388-1331

【その他活動支援情報】 ※令和6年度現在

## ○コミュニティ助成事業（一般財団法人 自治総合センター）

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るものになります。

自治会活動など、コミュニティに関しては主に下記の項目に対して助成を行います。

### （1）一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。（100万円から250万円まで）

### （2）コミュニティセンター助成事業

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（自治会集会所等）の建設、または大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。（対象事業費の5分の3以内に該当する額。上限1,500万円まで。）

## ○地域の課題解決プロボノプロジェクト※1（東京都つながり創生財団）

地域の課題解決を目指す町会・自治会の活動を企業での業務経験やスキルを活かしたボランティア「プロボノ（※2）ワーカー」が支援します。

※1 事業名は変更の可能性があります。

※2 プロボノとは、ラテン語の「公共善のために」(Pro Bono Publico)に由来する言葉です。

《支援メニュー》

### （1）個別支援

町会・自治会の課題やニーズに応じて編成されたプロボノチームが支援します。

### （2）実践講座

ホームページ作成やSNS活用などの集合型講座に参加する町会・自治会を、プロボノワーカーがサポートします。

詳細については、東京都つながり創生財団までお問い合わせいただくか、東京都町会・自治会活動支援ポータルサイトをご確認ください。

○東京都町会・自治会活動支援ポータルサイト（東京都町会ポータル）支援制度情報

[https://www.tokyo-tsunagari.or.jp/chokai/support\\_information/](https://www.tokyo-tsunagari.or.jp/chokai/support_information/)



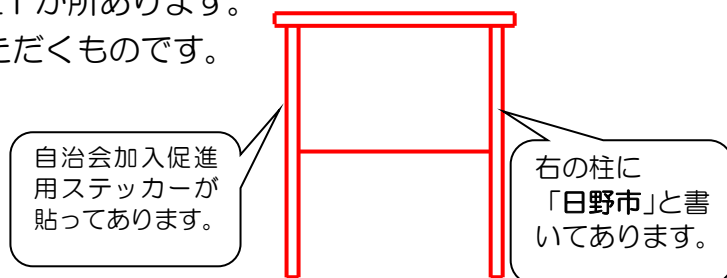
（公財）東京都つながり創生財団 共助推進課 地域活動支援担当 Tel：03-6258-1235

※事業の内容については、年度により異なる可能性がありますので、応募を検討する際には必ず地域協働課までご連絡をお願いいたします。

# 広報板について

企画部地域協働課（042-581-4112）

市で設置している広報板（掲示板）は、市内に321か所あります。  
自治会やコミュニティ活動のお知らせにご利用いただくものです。



## ○自治会からのお知らせ等の掲示について

自治会からのお知らせ（お祭りなどの行事や清掃のお知らせ、防犯ポスター等）や警察署、消防署、税務署等や日野市各課からの掲示依頼は、自治会内の広報板は検印なしで貼っていただいて構いません。但し、掲示する掲示物には、A4サイズ以内とし、自治会名と掲示期間を記入し、掲示期間終了までには必ず撤去していただきますよう、お願いいたします。

※自治会が掲示していると思われるチラシでも、自治会名や掲示期間の記入がない場合は撤去する場合がありますので、予めご了承ください。

## ○掲示物が多くて貼るスペースがない場合

期限切れの掲示物については、はがしていただいて構いません。

また、掲示するスペースがない場合は、掲示物をずらして貼ることは構いません。

## ○広報板が壊れている場合など

広報板が壊れているなど、何かありましたら地域協働課までご連絡ください。

## ○広報板の利用方法

広報板の利用について、電子申請での受付を始めました。

注意事項をお守りの上、申請をお願いします（申請方法は次ページ参照）。

### ！注意事項・掲示できないチラシ！

- ・ 公共の秩序を乱すおそれのあるもの
- ・ 政治活動及び宗教活動に係るもの
- ・ 営利を目的としたもの

# 広報板の電子申請 はじめました！

電子申請  
なら

パソコンから、いつでも！簡単に！申請ができます。

窓口に行かずに、5分で申請完了！

## 申請手順

市HPよりアクセス

ステップ①

日野市HP内から『日野市広報板』と検索

日野市広報板

※電子申請をする場合は、携帯、スマートフォンからの申請ができません。パソコンでの申請をお願い致します。

必要事項を入力  
(5分で完了)

ステップ②

電子申請に当たっては、以下をお読みください。

- 申請日：掲示希望日の7日前までに申請をお願いします。
- 掲示期間：30日間
- 注意事項：
  - ・掲示物には、必ず、代表者の連絡先、掲示期限、掲示番号を明記して下さい。
  - ・掲示期間が満了したものについては、速やかに掲示物の撤去をお願いします。
  - ・掲示スペースには限りがある為、掲示物は、A4サイズでお願いします。
  - ・詳細は、入力フォームの事項をご確認下さい。



入力フォーム例

申請

※自動配信で受付完了メールをお送ります。

ステップ③

- 申請後、自動配信で受付完了メールをお送りします。メール内に、「掲示番号」を交付致しますので、承認後、掲示物に必ず、記載して下さい。

申請内容を審査  
※最大4日間程  
かかる場合があります。

ステップ④

- 審査には、最大で4営業日かかります。承認が下りるまで、お待ちください。また、お急ぎの際は、ご相談下さい。

承認

※審査完了後、承認メールをお送りします。

ステップ⑤

- 審査完了後、承認メールをお送りします。メールでお送りする遵守事項をご確認下さい。承認を受けてから掲示をお願いします。掲示物には、「代表者の連絡先、掲示期間、掲示番号」は、必ず、記載の程、お願いします。※審査において、承認されない場合がございます。その際は、別途ご連絡をさせていただきます。



代表者の連絡先、掲示期間、掲示番号

【問い合わせ】

日野市地域協働課：電話 042-581-4112

FAX 042-581-4221

E-mail: ckyodo@city.hino.lg.jp

# 各種サービスについて

企画部地域協働課（042-581-4112）

地域協働課では、自治会活動や加入促進活動を円滑に行っていただけるよう、各種サービスをご用意しています。

## ○印刷機について

印刷機は、下記2か所に設置しています。

### 1 日野市生活・保健センター

自治会活動に関わる書類作りなどにぜひご活用ください。

#### ●利用可能時間

原則、月曜～金曜 8:30～17:00

※上記時間以外（平日夜間、土日祝）の利用については、職員による紙詰まりや釣り銭切れ、その他機械の不具合における対応が出来かねます。ご了承いただいた上でのご利用をお願いいたします。

#### ●設置備品

①印刷機 ②裁断機（平日8:30～17:00のみ）

#### ●金額

- ・② 裁断機は無料。
- ・① 印刷機は有料。

##### ① 印刷機

製版：1版につき50円

印刷：5枚まで10円。以降5枚を超えるごとに10円ずつ加算。

例) 1～5枚：10円、6～10枚：20円、10～15枚30円



#### ●注意事項

- ・操作誤り、ミスプリント等については、返金いたしません。
- ・写真等画像については、印刷ができません。
- ・用紙の販売は行いません。ご自身で印刷用紙をご用意ください。
- ・予約はできません。例年3月～4月は混雑しますのでご了承ください。

### 2 ひの市民活動支援センター

「ひの市民活動支援センター」は、市民活動団体等の相談窓口、活動拠点です。

このセンターにも印刷機・大判印刷機・裁断機などがあります。市内で社会貢献活動をする団体ならどなたも利用することができますので、ぜひ、自治会活動にご活用ください。

#### ●利用可能時間

月曜～金曜（祝日及び年末年始を除く） 9:30～16:30

#### ●設置備品

①印刷機 ②コピー機 ③大判印刷機 ④裁断機 ⑤紙折り機



## ●金額

- ・④・⑤ 無料。
- ・①・②・③ 有料。

### ①印刷機

製版：30円／1版、印刷：1円／1枚

※用紙の販売は行いません。ご自身で印刷用紙をご用意ください。

### ②コピー機

印刷：3円／1枚、カラー印刷：A4版 20円／1枚、A3版 40円／1枚

③大判印刷機の料金については、下記連絡先までお問い合わせください

#### ■ひの市民活動支援センター所在地

日野市日野1369-27

\*多摩モノレール甲州街道駅から徒歩5分 駐車場あり

TEL 042-581-6144

## ○備品について

祭り等のイベントや、会議などの自治会活動にお使いいただける備品をご用意しております。

### ★貸出備品一覧

備品名	個数	備考
タープテント (2.5m×2.5m)	5張	
長机	40台	
折りたたみいす	80台	
座卓 (H330mm)	28台	
はっぴ (大人用)	91枚	
はっぴ (子供用)	43枚	
ワイヤレスアンプ (マイク付属)	2個	平日のみ貸出可
有線マイク	1個	平日のみ貸出可
コードリール	3個	平日のみ貸出可
スクリーン (80インチ)	2個	平日のみ貸出可
プロジェクター	1個	平日のみ貸出可
パネルボード	14個	
パネル立て	18個	
おもり (大)	22個	平日のみ貸出可
おもり (小)	2個	平日のみ貸出可

## ●利用方法

### ①空き状況の確認

ご希望の日時の空き状況を、お電話にて地域協働課までお問い合わせください。

仮予約は、貸出日の6か月前の月から行うことができます。

例) 貸出日 9/15→3/1 から予約が可能

## ②申請書提出（持参、FAX またはメール）

ご利用における注意事項をご確認の上、申請書の提出をお願いします。

提出先：平日は地域協働課、土日祝は生活・保健センター受付

## ③ご利用日当日

注意事項を遵守の上、ご利用ください。

### ●貸出期間

原則7日以内（土日祝含む）

### ●貸出条件

- ・貸出期間は遵守してください。
- ・返却の際は、備品の状態を必ず確認し、地域協働課または生活・保健センターにお持ちください。
- ・転貸及び申請時の目的以外に備品を使用することを禁じます。
- ・備品の亡失や損傷があった際は、同一の備品またはこれに相当する代品をもって弁償していただくこととなります。予めご了承ください。
- ・年末年始（12月29日～1月3日）期間中の受付はできません。
- ・平日と土日祝により貸出可否備品が異なります。詳細は貸出備品一覧をご覧ください。

## ○オンライン会議セットの貸出について

ビデオ会議アプリを利用したオンライン会議を行えるよう、オンライン会議セットを貸し出します。

### ●貸し出し物品

Wi-fi ルーター、マイクスピーカー、Web カメラのセット

### ●予約方法

先着順としています。

利用希望日2か月前の1日から、窓口・電話・メールにて予約が可能です。

※1日が土日祝日の場合は翌平日からとなります。

### ●貸出について

地域協働課までご来庁ください（平日8：30～17：15の間で貸出・返却可能）

その場で、申込書兼同意書にご記入をお願いします。

### ●返却について

原則として、利用したその日に返却をお願いします。

## ○スマートフォンの貸出について

自治会が地域で高齢者向けのスマートフォン講座等を開催する際に、スマートフォンを貸し出します。

また、自治会役員会等をオンラインで開催するときに、端末がない方への貸出も行います。

### ●貸出用スマートフォン

iPhone 3台、Android系端末 3台

### ●予約方法、申込方法

使用の2か月前の1日から予約が可能、地域協働課へ窓口・電話・メールにて申込予約後、貸出当日までに来庁し申請書を記入の上、貸出します。

※1日が土日祝日の場合は翌平日からとなります。

市では公民館などでもスマートフォン講座を開催予定です。

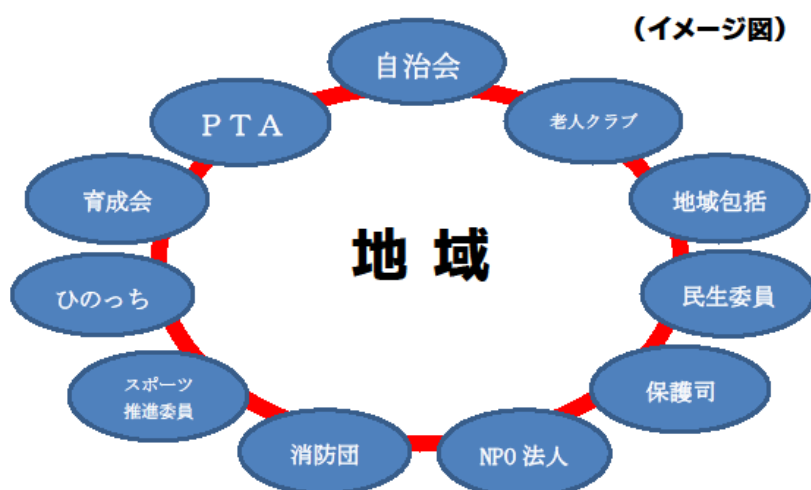
## 地域懇談会・アクションプラン・ひのまちトーク(自治会交流会)について

企画部地域協働課（042-581-4112）

### ○地域懇談会とは？

地域懇談会とは、自治会をはじめ、様々な地域活動を行う人々がつながる場です。地域懇談会に参加することによって、お住まいの地域で活動する人たちの顔を知り、それぞれの力をつなげていくことで、地域が課題を乗り越えていく力を持つことを目指しています。

自治会のほか、PTA や育成会、青少年委員、民生児童委員、ひのっち、スポーツ推進委員、老人クラブ、地域包括支援センター、保護司、NPO 法人など市民活動団体、大学など地域で活躍する様々な方・団体に参加いただき、情報交換・連携のきっかけの場として活用いただいています。



### ○アクションプランについて

これまでの地域懇談会では、地域の課題を地域の人々で解決するためのアイデアを出し合い、市内8中学校区ごとに具体的に動き出す方法「アクションプラン」を考えて実行してまいりました。

引き続き、みなさまのご協力をお願いいたします。また、アクションプランを一緒に創り上げたい、自治会としてコラボレーションしたい等ありましたら、地域協働課までご連絡ください。

↓このようなロゴが目印です↓



★各地区のアクションプラン

中学校区名	アクションプラン	実行委員会
一中	一中地区交流スポーツ大会	一中地区アクションプラン実行委員会
二中	ブランニング	二中地区アクションプラン実行委員会
四中		
大坂上中		
三沢中	ちょこっと声かけたい	チームみ組
三中	簡単防災訓練で地域の交流を深める	三中地区アクションプラン実行委員会
平山中	平山わの会	ひらやまえんにち実行委員会
七生中	ななおBONまつり	ななおBONまつり実行委員会

〇ひのまちトーク(自治会交流会)について

ひのまちトークとは、「地域コミュニティの重要性の再認識」「地域・自治会における課題解決力の向上」のため、市内自治会が情報共有、交流する場を目的として、令和2年から開催されてきました。毎年、テーマを変更して、パネルディスカッション(事例紹介)やトークセッションを行うだけでなく、防災、イベント、加入促進、SNSの活用などといった自治会が抱えるお悩み相談ブースも設置しています。ひのまちトーク運営委員会は、活発的な自治会に所属する市民で構成されています。地域の課題を地域の人々が協力し合って解決していくコミュニティ形成を目指しています。ぜひご参加ください。



令和5年6月10日 南平体育館にて開催した様子。

# 認可地縁団体について

企画部地域協働課（042-581-4112）

## ○認可地縁団体とは？

自治会は、地域的なつながり（地縁）によって組織される自主的な団体ですが、所定の手続きにより、「法人」となることができます。この「法人」は、地方自治法第260条の2の規定に基づく「地縁による団体」となります。

この「地縁による団体」はどの自治会でもなることのできるものではなく、不動産の所有、または登記を目的とすることが要件とされていましたが、令和3年度の地方自治法一部改正により、不動産の所有・登記の目的がなくても「地域的な共同活動を行うこと」が認可の目的となりました。

## ○認可地縁団体になるメリットは？

自治会が法人格を有することになるので、自治会内で所有する不動産等を自治会名義で所有し、登記することが可能になります。そのため、従来各自治会役員が不動産をそれぞれの名義で所有していた場合、自治会名で一括して管理することが可能になります。

また、法人格を得た自治会となるため、対外的な信用の獲得等、地域活動のより一層の活性化が期待されます。

## ○認可地縁団体になる（自治会が法人格を得る）には？

市長が認可するには以下の要件が必要です。

①自治会の区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

認可を申請する団体が、スポーツや芸術などの特定の活動ではなく、広く地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とすること。

②自治会の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

③自治会の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

④規約を定めていること。

**★認可地縁団体（法人化）をお考えの自治会は、まずは地域協働課にご相談ください。**

※窓口での相談の場合は、事前にお電話をいただき調整の上、ご来庁願います

# 困ったときは…

自治会活動を行うにあたり、知っておくと安心な連絡先をまとめました。

内容	担当部署	所在地・連絡先
自治会活動・運営に関するお悩み 地域懇談会・アクションプラン・ひのまちトーク(自治会交流会)どこに問い合わせればよいのかわからない場合	地域協働課	日野市生活・保健センター 4F 日野市日野本町 1-6-2 TEL：042-581-4112
街路灯の設置・取替 道路の補修 カーブミラーの設置 側溝の清掃	道路課	日野市役所 本庁舎 3F 日野市神明 1-12-1 TEL：042-514-8421
防災訓練 自主防災組織の結成・相談 防災・洪水ハザードマップ 避難所・避難場所関係 防犯・交通安全関係 自主防犯組織の結成・相談	防災安全課	防災情報センター 日野市神明 1-11-16 防災関係 TEL：042-514-8962 防犯・交通安全関係 TEL：042-514-8963
避難行動要支援者の支援	高齢福祉課・障害福祉課 (要支援者の名簿に関して) 防災安全課(協定に関して)	高齢福祉課TEL：042-514-8496 障害福祉課TEL：042-514-8991 防災安全課TEL：042-514-8962
ごみの分別・収集 資源物回収 地域清掃のごみの出し方	ごみゼロ推進課	クリーンセンター 日野市石田 1-210-2 TEL：042-581-0444
地域包括支援センター ふれあいサロン	高齢福祉課	日野市役所 本庁舎 2F 日野市神明 1-12-1 TEL：042-514-8496
日野人げんき！ゼミナール 健康診断 健康相談・食生活相談 お口の健康相談	健康課	日野市生活・保健センター 1F 日野市日野本町 1-6-2 TEL：042-581-4111

内容	担当部署	所在地(連絡先)
市内一斉清掃	環境政策課	日野市役所 本庁舎 3F 日野市神明 1-12-1 Tel: 042-514-8298
地区センター	株式会社フクシ・エンタープライズ	日野市神明 2-2-19 Tel: 042-514-9178
空き家に関すること ・庭木が敷地を越境している ・野生生物が住みついている ・その他空き家全般に関すること	都市計画課	日野市役所 本庁舎 3F 日野市神明 1-12-1 Tel: 042-514-8371
民生委員に関すること	福祉政策課	日野市役所 本庁舎 3F 日野市神明 1-12-1 Tel: 042-514-8467

★その他、ご不明な事がありましたら、「日野市暮らしの便利帳」での確認、日野市役所代表番号（042-585-1111）または地域協働課（042-581-4112）までご連絡をお願いします。

～年度途中で自治会長に変更があった場合～

年度途中で自治会長に変更があった場合には、自治会登録書の再提出が必要です。自治会内での変更が完了後、地域協働課までご連絡をお願いします。後日、自治会登録書を郵送いたします。日野市ホームページに様式を掲載しているので、そちらもご利用ください。また、地域協働課以外に自治会長の登録をしている場合は、速やかにご連絡をお願いいたします。

年度途中で自治会登録書を提出していても、新年度には再度自治会登録書を提出いただきます。

○地域協働課 各中学校区 地区担当

※令和6年4月現在

中学校区名	地区担当
一中	榎澤
二中	滝瀬
大坂上中	滝瀬
四中	及川
三沢中	佐久間
三中	高見
平山中	高見
七生中	笹田



○ あなたの自治会はどの中学校区？ ※順不同

自治会名	中学校区	自治会名	中学校区	自治会名	中学校区
グリーントウン日野本町	一中	豊田北組東	二中	多摩平緑地	大坂上中
北原		吹上		実践南	
東町		豊田北組中央		グリーンコープ日野	
森町		第一豊田荘		大和田	四中
横町		豊田第二		大平	
金子橋		豊田第一		旭が丘上の原	
仲町		第二豊田荘		GS ハイム豊田	
レクセルヒルズ日野		豊田第四		旭が丘親和	
ニューロシティ		豊田第三		旭が丘パールハイツ管理	
第二日野万		豊田みどり台		旭が丘ハイツ	
万願荘		七ツ塚		シティハイツ日野旭が丘	
中万願		東光寺	豊田団地		
第一日野万下		新東光寺	中込		
下町下河原		四谷	西川北		
第一日野万上		栄町	日野平山台住宅		
谷仲山連合		東光寺東	東平山武蔵台		
高砂		上屋敷	傘松第二		
緑		都営日野栄町二丁目アパート	旭が丘二丁目東		
日野市万願寺3丁目46		緑ヶ丘	多摩平三丁目		
せせらぎ		日野新坂下住宅管理組合	いづみハイツ豊田管理組合		
下田		ライオンズプラザ日野駅前	多摩平三丁目西		
下田住宅共助会	西町	多摩平三丁目東			
万願寺	西ヶ丘	芝山			
宮	新町一丁目	多摩平三丁目南			
上田	日野台一丁目	傘松第一			
ヴィル・クレール	日野台ハイツ	多摩平一丁目			
日野多摩川	ほたる会	グランループ			
日野台	二中	大坂上二丁目	クイーンシティ豊田多摩平の丘		
多摩平五丁目		高野台	第一富士マンション		
暁		大坂上都営	多摩平マンション管理組合		
泉塚		富士見台	第二富士マンション		
都営多摩平六丁目アパート		高山	都営多摩平一丁目アパート		
都営多摩平四丁目アパート		矢の頭北	ビバヒルズ		
多摩平の森		日野大久保団地	旭が丘一丁目第二		
豊田第二コーポラス		神鋼南	旭が丘一丁目第一		
豊田第三コーポラス管理組合		矢ノ頭南	富士見会		
豊田第一コーポラス		神明橋	中小企業基盤整備機構		
黒川		東神明	平山台富士組		

自治会名	中学校区	自治会名	三沢中	自治会名	中学校区
グランシティ豊田	四中	クイーンシティ百草園	三沢中	北村	平山中
イーストハイム豊田社宅		百草		久保山	
万願寺南		百草谷戸		東喜多村	
都営日野万願寺アパート	程久保第一	中村			
川原付市営住宅	第二武蔵野台第二	沢村			
下田団地	第二武蔵野台第三	下村			
新石	第二武蔵野台第一	沢田			
新井団地	明星前	都営平山			
南新井	程久保第二	都営日野平山四丁目アパート			
新井	日だまり	平山三丁目			
ハイホーム高幡不動	武蔵野台	平山一丁目			
高幡団地	三井台	京王平山住宅地平山二丁目			
新第二高幡団地	稲荷沢	京王ガーデン平山管理組合			
高幡い組	長銀住宅	いずみ	七生中		
高幡は組	程久保第三	くるみ			
高幡ほ組	みどり坂	川辺堀之内			
コーポ高幡	グランツ高幡不動	エルムコート			
百草園	高幡芙蓉ハイツ管理組合	ひばりが丘			
百草園団地	高幡不動ライフタウン	新川辺			
落川上	程久保東	南平向島			
河内	下程久保	南平松風			
落川下	高幡台団地	さくら			
百草堤	高幡台住宅管理組合	南川辺			
千草苑	ファミリー高幡不動	南平七丁目			
落川堤	梅が丘	南平仲通り			
落川団地	939の会	多摩南平パークスクエア			
三沢精進場	山ゆり	コスモ多摩南平			
三沢上	百草団地	田中九丁目			
三沢中	百草住宅管理組合	日鉦住宅地			
三沢下	エステート百草台管理組合	鹿島台			
ホワイエ三沢台	滝合	南平六丁目田中			
三沢台	東川北	南平八丁目			
都営日野三沢アパート	西宮下	南平台			
百草園スカイハイツ	東宮下	みなみが丘			
西武百草園団地	川北むつみ会	高幡鹿島台ガーデン54住宅管理組合			
南百草園	さつき	鹿島台西			
大東住宅	平山苑	松ヶ丘			
御林山防災安全会	川南第一	リビエール南平			
倉沢	川南第二				

# 防災・防犯について

総務部防災安全課（042-514-8962・8963）

## ○自主防犯活動への支援

地域で安心して生活できる環境を作るために、一番大切なのは地域の**見守る目**です。地域の人達の顔が見えることが結果として犯罪の抑止力につながります。市では、活動する自主防犯組織に**防犯グッズの貸与、ボランティア保険の加入、講師の派遣など**の支援を実施しています。自主防犯組織とは、地域の皆様が、自主的に地域の安全と安心のために防犯ボランティア活動を行う組織です。まだ、組織を結成していない自治会は、組織立ち上げのお手伝いをいたしますので、防災安全課に是非ご相談ください。



### 自主防犯活動の内容

- 防犯パトロール・子どもの見守り活動  
→仲間と一緒に、時間や場所など、無理のない範囲で継続してパトロールや見守り活動をすることで、地域に十分な効果が期待できます。
- 環境整備・環境浄化活動（落書き消去・地域の清掃活動など）  
→ゴミ拾いなどごく身近な活動で地域の環境が整えられ、犯罪に強いまちをアピールする活動です。
- 防犯に関する学習・啓発活動（安全マップ作成、防犯講話、研修会など）  
→子どもや仲間と、まちの安全について考える場所（機会）をつくるのが目的です。犯罪に対する防御力を身につけます。



### 自主防犯組織育成交付金

市では、地域の防犯活動推進のため、自主防犯組織に防犯活動に必要な物品などの購入費を助成しています。助成は、新規に自主防犯組織を立ち上げた組織のほか、前回の交付から8年を経過した組織への再交付も可能です。検討される組織にありましては、防災安全課に是非ご相談いただき、地域の防犯活動にご活用ください。

- 【交付金の使用例】
- パトロールで着用する組織名が入ったベストや帽子等の購入費
  - パトロールで使用する停止灯、ライト、メガホン、笛等の購入費
  - 自治会名を入れた防犯用立て看板、のぼり旗、横断幕等の購入費

### 街頭防犯カメラ整備費用の補助

市では、安全・安心なまちの実現のため、自治会で公共の場所に設置する街頭防犯カメラに対する整備費用の補助や維持管理にかかる費用（保守点検費・修繕費）についての補助を実施しています。街頭防犯カメラは、撮影するだけのものではなく、設置することで、自治会内でのトラブルや犯罪を未然に防ぐ抑止力があります。街頭防犯カメラの設置を検討している自治会の方は、防災安全課に是非ご相談ください。

## ○防災について

地震や水害などの災害はいつ起きるかわかりません。被害を最小限に抑えるためには日頃からの備えや心構えが必要です。いざという時に対する備えに取り組みましょう。

### 家庭での備え（自助）のポイント

#### ①「知る」

地震や水害で受ける被害とはどのようなものか正しい知識を身に着けましょう。日野市は多摩川や浅川、その他多くの用水路などがあり「水」に恵まれています。ひとたび大雨が降ると水害の原因となる危険性があります。ハザードマップなどで自宅付近の状況を知っておきましょう。

#### ②「確認する」

自宅の耐震性や地震が起きたとき家具が転倒しないか点検しましょう。また、災害時の避難ルートを確認しておきましょう。あわせて災害時の家族の集合場所や連絡方法の確認をしておくことも重要です。




#### ③「備蓄する」

最低3日分の水（一人一日3ℓ）と食糧を備蓄しておきましょう。また、それ以外に各々が最低限必要と思われるものを準備しておきましょう。特に持病のある方は薬などを用意しておいてください。

### 地域での備え（共助）のポイント

災害が起こった時には被害が広い地域で同時に発生するため、市や消防署、警察署等が全力を尽くしてもすぐに避難誘導や救助活動に向かえません。市民の皆さまが各々で自分の身を守ることはもとより地域でお互い助け合って対処することが必要です。

被害を最小限に留めるには自主防災組織を中心とした市民の皆さまの力が不可欠です。市では自治会区域等を活動区域として新たに結成された自主防災組織に対して、災害時に活用できる防災資機材の貸与もおこなっておりますので是非結成をお願いいたします。

災害時の情報サービス		
防災情報メール	<a href="mailto:bousai.hino-city@raidan2.ktaiwork.jp">bousai.hino-city@raidan2.ktaiwork.jp</a> 空メールを送付し、その返信されるメールから登録してください。	
日野市 LINE 公式アカウント	友だち登録後、登録情報設定をしてください。	
日野市防災関連情報 X(旧ツイッター)	X(旧ツイッター) ユーザー名 @hino_bousai	
防災行政無線	防災行政無線で放送した内容を電話で確認できます。 042-581-1500	

## ○自主防災組織とは

自主防災組織とは、地域の皆さんが自主的な防災活動を行う組織です。

「防災」においてもっとも大事なことは人命（特に自分の命）を守ることです。一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持って協力し合うことが、被害を最小限に食い止めることにつながります。そのため自主防災組織による防災訓練や防災学習会が非常に有効になってきます。

防災安全課では自主防災組織結成のお手伝いを致します。また、結成した組織に対して防災資機材を貸与しています。

自主防災組織の結成を検討されている自治会は、防災安全課にご相談ください。

### 自主防災組織の活動

- ① 自主防災組織で炊き出し訓練や避難訓練など防災訓練の実施
  - ② 各家庭の防災チェック
  - ③ 地域防災マップの作成
  - ④ 市主催の合同水防訓練・総合防災訓練への参加
  - ⑤ 消防署指導の普通救命講習の受講
  - ⑥ 防災館での体験訓練
- その他さまざまな活動があります。



### 活動のコツ

- ◎ 【楽しみながら参加する】  
自主防災組織の活動は面白くて、楽しくて、格好いい。  
防災以外のイベントと組み合わせて行う。
- ◎ 【活動の目標や内容を明確にする】  
「三年に一回は避難訓練を行う」や「地域の危険箇所を調べて防災マップを作る」といった小さくても具体的な目標を立てると効果が期待できます。

## 市の防災資機材貸与

市では自主防災組織の育成と充実を図るため、組織が行う防災活動に必要な防災資機材を貸与しております。

自治会区域内の世帯数（自治会未加入世帯も含む）によって持ち点数が決められています。持ち点数の中で推奨品目と任意品目を選びます。なお請求点数に残り点数が出た場合は切捨てとなりますのでご了承ください。

(組織規模別の持ち点数)

組織規模 (世帯数)	～	50～	100～	200～	300～	400～	500～
持ち点数	49	99	199	299	399	499	599
	200	250	300	350	400	450	500

●500世帯以上の組織は100世帯増えるごとに持ち点数が50点加算されます。

貸与品目一覧表は物価変動等により品目及び点数が変動するため掲載いたしません。請求にあたっては、防災安全課に最新の貸与品目一覧表をご依頼の上、申請書類を作成・提出してください。

## 防災安全課の自治会関連業務

<防災係>

防災について

- 自主防災組織の立ち上げ・資機材の貸与・運営のお手伝い
- 自治会・自主防災会の防災訓練等のお手伝い
- 防災講話の開催

防災安全課の場所は防災情報センターです。

- 〒191-0016 日野市神明 1-11-16
- 電話：042-514-8962

<安全安心係>

防犯について

- 自主防犯組織の立ち上げ・防犯パトロール用品の貸与・運営等のお手伝い
- 防犯に関する講習会
- 防犯に関する相談
- 青パトによる地域巡回

交通安全について

- 交通安全に関する講習会
- 交通安全に関する相談

## ○避難行動要支援者名簿について

# 地域の防災活動にご協力をお願いします

## 地域のみなさまへ

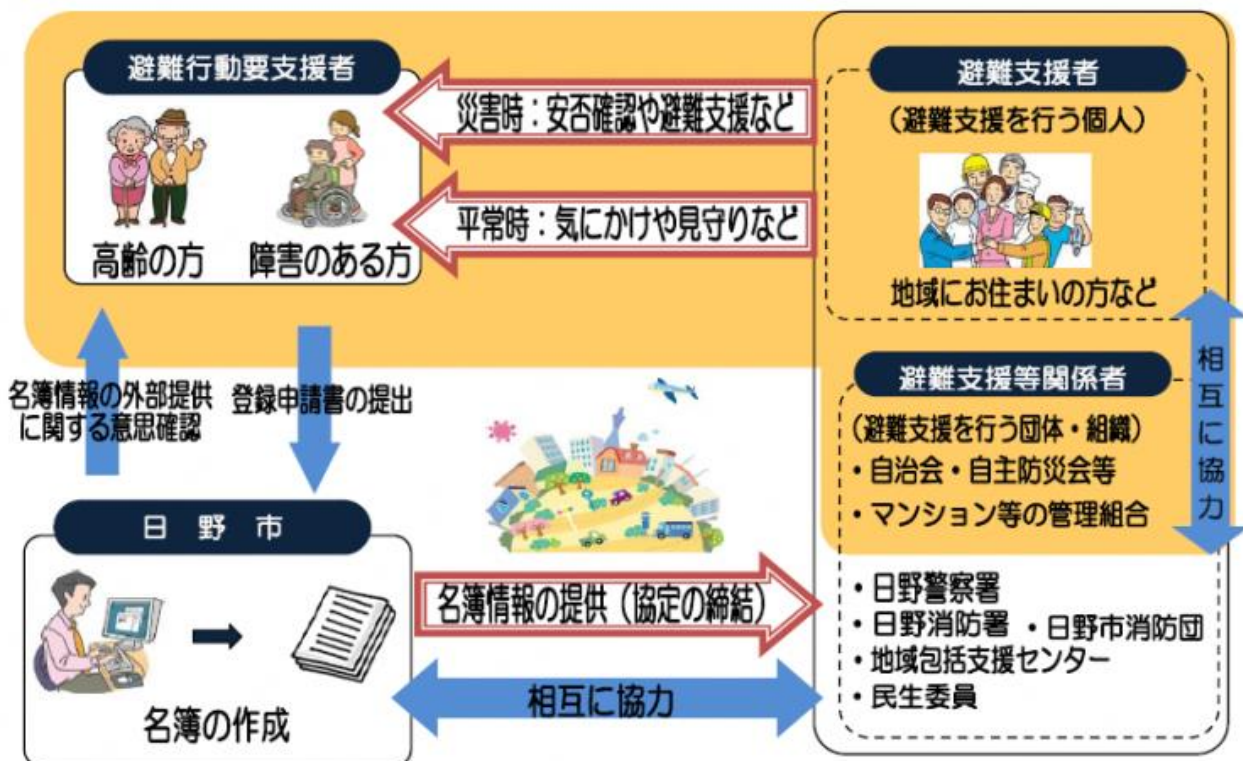
高齢者や障害者など『災害時に助けてほしい!』と自ら意思表示をした人たちがいます。日野市では、そのような人たちの名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、自治会や自主防災会などの地域に提供し、地域で「見守り」「助け合う」体制づくりを進めているところです。今後もより多くの地域に名簿を提供し、地域主体の防災活動の取組みを広げていきたいと考えています。

災害などのいざという時に、地域全体で助け合うことのできるまちづくりを市と一緒に進めていきましょう!

### 地域のみなさまにご協力いただきたいこと

- ・市の作成した避難行動要支援者名簿の受け取りへのご協力をお願いします。
- ・名簿を活用した地域の避難行動要支援者の「見守り」をお願いします。（平常時）
- ・名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援や安否確認をお願いします。（災害時）

### 避難支援の流れ（制度の概要）



## 【参考】名簿を活用した防災の取り組み例

### 情報伝達のルールを作りましょう



災害時には、自治会などの組織が受け取った情報を地域の住民にどのように伝えるか決めておくことが大切です。例えば、連絡網を作ったり、連絡手段が寸断された場合でもここに行けば情報を得ることができる、誰かがいるという場所を決めておきましょう。

情報伝達の手段として、自治会の掲示板などを活用することも有効です。

### 避難行動要支援者を把握しましょう



地域による支援体制づくりの基本は、支援を必要とする方がどのような方であるか、どこに住んでいるかを知ることから始まります。避難行動要支援者名簿を受け取ったら、まずは、名簿に登載されている方のお宅を訪問するなどして顔合わせを行いましょう。その際、生活の状況や災害時にどのような困りごとがあるか、どのような配慮を必要とするかなどについても可能な範囲で聞き取りを行い、把握に努めましょう。

### 地域の助け合いの『絆』を深めましょう



いざ災害が発生した時、地域で助け合うためには、日頃のお付き合いなどを通じてお互いの「顔の見える関係」を作っておくことが大切です。特に支援を必要とする方にとっては、地域との関わりが重要です。地域の要支援者には、積極的に挨拶をしたり、気にかけてするなどの交流を図りましょう。

## 名簿の提供を受ける場合の手続き

下記の間合せ先にご連絡ください。具体的なお手続き等についてご説明いたします。

必要に応じて個別に説明に伺うことも可能ですので、お気軽にご相談ください。

### ■ 問い合わせ先 電話:042-585-1111(代表)

日野市	総務部	防災安全課	内線:7745・7746
	健康福祉部	高齢福祉課	内線:2422・2423
	健康福祉部	障害福祉課	内線:2331



## ○防犯活動について



### ～ 実際の活動例 ～

犬の散歩などとあわせ防犯パトロールを行っています。また登下校の時間帯に合わせて「あいさつ運動」を行い子供たちの見守りも防犯活動の一環として取り組んでいます。

防犯パトロールは、不審者対策として巡回を始めました。防犯効果があるように、目立つ色の服を着用しパトロールをしています。防犯に対する意識を持つことが第一と思い始めましたが、行き交う人に声をかけ、挨拶することによって、地域の交流が積み重なっていくことを実感しています。

犬の散歩をする方やジョギングなどスポーツを行っている方にも子どもへの声掛けをお願いしてみました。近隣の大学生も協力してくれているので、防犯活動につながると思います。

人目に付きにくい場所をなくすよう、ボリュームのある生け垣を清掃の際に整えました。暗かった場所に光が差し込むことによって明るくなったせいか、人が集まるようになりました。生け垣などもキチンとしておけば、防犯につながると思います。

## ○防災訓練について



### ～ 実際の活動例 ～

自治会の役割として防災・防犯は大きいテーマであり、防災訓練を自治会の年間行事に入れなければならないと認識している。訓練という形をとるよりもセミナーのほうが気楽に参加しやすいため、今年は防災セミナーとした。

内容は、防災安全課・消防署とタイアップして、講演や地震対策グッズを借りて展示やビデオ上映、体験コーナーとして起震車やテントで煙体験、三角巾で応急手当を開催しようと考えている。訓練では参加者が少ないが、関心あるようなテーマを設けてやれば参加が増えるのでは。自治会以外の方も気軽に参加できるものにしたい。

防災訓練では毎年、起震車を呼んだり、煙ハウスを作ったり、初期消火をやったりしているので、今年は発災型の防災訓練を考えている。発災型の防災訓練とは、地域のある場所で災害が発生した事を想定して、避難場所までどのように行動するのかを訓練する。

防災訓練は小学校を会場にして、近隣自治会・市の防災安全課と一緒に10月にやっている。

訓練内容は、起震車の体験や消火器の使い方など、実践的なことをやっている。

防災訓練では、立川の防災館へ行ったり、消防署の豊田出張所に行って起震車体験をしたりした。

名簿の代わりに視覚的にわかりやすい住宅地図を利用して、避難所にきているかどうかを確認するようにしている。

### ～ 日野市から ～



災害時に自宅内の安全が確認された家は玄関ドア等に黄色いハンカチを掲げ、ハンカチがない家から救助を行っていくという訓練を行っている自治会もあります。高齢化が進み、防災への取り組みが難しい地域でも、できることから始めてみてはいかがでしょうか。

## ○自主防災組織について

### ～実際の活動例～

防災組織については市に説明にきてもらってから始めた。マンションの自治会の加入率は約75%だが、建物の構造、防災の特性から全員加入がよいので、管理組合を表看板として実質的には自治会が動く形を考えている。

自主防災組織を編成して、市から資機材の貸与を受けている。貸与品では足りないものもあるので、自治会費で購入している。

自主防災組織を立ち上げた。防災の役員はどうするかという問題が出たが、やれることからやっついこうという事で、班長、副班長二人一組で進めてきた。防災資機材の設置が終わり、毎年3回くらい防災訓練があるので、その都度、使って学んでいこうと思う。

自主防災組織を落川、百草の合同で立ち上げた。百草の山から川までの広いエリアで700世帯あり、各会長に補佐してもらっている。

防災会のホームページを立ち上げ、議事録が見られるようにしてある。今後、ワンワンパトロールと連携して防犯情報も掲載できるようにしたい。

### ～ 日野市から ～

災害の際はまず自分の安全から家族の安全、隣近所の安全を図ってください。普段のつながりが、安否確認から避難所までの道中、そして避難生活まで重要になってきます。そういった場面で自主防災組織が大事になってきます。



市では、地域の構成員等の条件を考え、それぞれの地域にあった形での組織化を考えています。世帯要件の100世帯はあくまで目安です。40～50世帯で自主防災組織を結成しているところもありますが、単独自治会では規模が小さい場合もありますので、複数の自治会が合同で組織化することもできます。

自主防災組織を立ち上げると、市から防災用資機材をお貸しします。



## ○備蓄品の管理及び利用について

### ～実際の活動例～

備蓄品の食料・水は、期限が切れそうになったら総会や訓練で使い、すぐ補充している。また、総会でかまどを使って炊き出しの訓練を予定している。

会員には1週間分の食料は自己責任で用意するように言っている。災害時はトイレが使えない事もあるが、トイレの管理は大変なので簡易便所を各人で買ってもらうことにし、2～3千円の補助を考えた。水もペットボトルで10本分を各自で用意してもらっている。

敬老のお祝いとして毎年、菓子折りや赤飯を配っていたが、まず防犯・防災の意識付けが必要だと思い、スリッパ、ホイッスル、懐中電灯を袋に入れてプレゼントした。常備薬があるなら一緒に袋に入れておくようにアドバイスした。

自主防災組織を立ち上げ、日野市から防災倉庫・グッズを借り受けた。阪神淡路大震災の時や東日本大震災の時は、手足をはさまれ逃げられず、火災や津波に巻き込まれ亡くなった方が多かった。そうしたことがおきかない様に、防災倉庫にチェーンソーとすき間ジャッキを常備し、自治会でなんとかできないかと考えている。防災訓練でアルファ米と同時にチェーンソーの使い方を消防署から指導を受けて習いたい。周辺4自治会でそういうことをやろうと声かけしている。

各役員にメガホン、ホイッスル、懐中電灯、軍手や班員の安否確認に必要な班の名簿を袋に入れて配った。

### ～日野市から～

防災倉庫の備蓄品の使い方については、防災訓練で使うとか、夏祭りや子ども会のもちつき大会などで、なべ釜のセットを試みる等、日ごろから使い方に慣れておいてはいかがでしょうか。



# ごみの分別・収集について

---

---

環境共生部ごみゼロ推進課（042-581-0444）

## ○資源物回収奨励費について

ごみの減量とリサイクルの推進を図るため、資源物の回収を行なっている団体（自治会・子ども会・老人会など）に、回収量に応じて奨励費を交付しています。奨励費の交付を受けるには、市に登録する必要があります。

対象品目は下記の8品目です。

### 対象品目

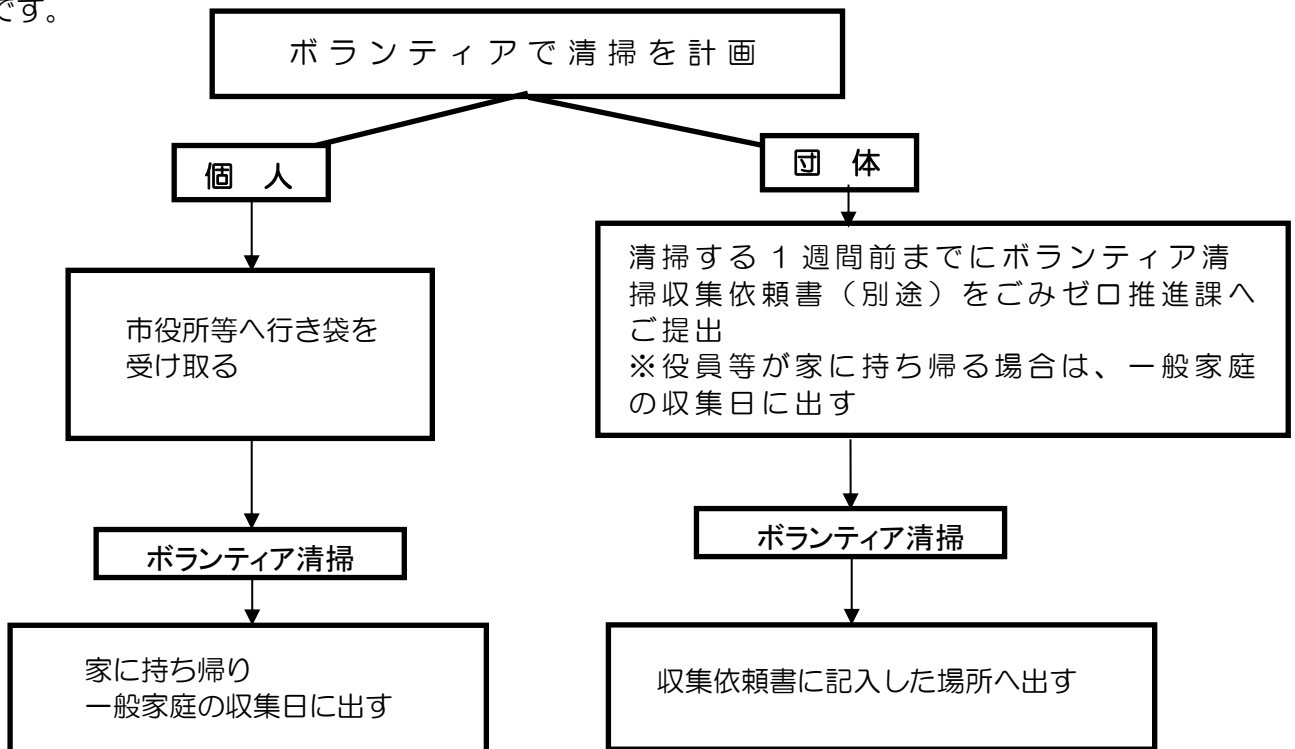
- |               |     |        |
|---------------|-----|--------|
| 1. 新聞紙        | ・・・ | 8円/kg  |
| 2. 雑誌         | ・・・ | 8円/kg  |
| 3. 段ボール       | ・・・ | 8円/kg  |
| 4. 牛乳パック      | ・・・ | 8円/kg  |
| 5. 繊維類        | ・・・ | 8円/kg  |
| 6. びん         | ・・・ | 8円/kg  |
| 7. 鉄（スチール缶含む） | ・・・ | 8円/kg  |
| 8. アルミ        | ・・・ | 25円/kg |

新規登録をご希望の場合は、ごみゼロ推進課にお問い合わせください。

# ○ボランティア清掃袋使用についてのお願い

## ボランティア清掃袋とは

個人や自治会等の団体が道路・公園などの公共の場所等の清掃をボランティアで行った場合に使用するための袋です。



### 1 排出場所・収集方法について

#### ・個人が行った場合

排出場所についてはご自宅からの収集日に合わせて可燃、不燃に分けて排出してください。

#### ・自治会等の団体が行った場合

ボランティア清掃収集依頼書(別紙)に記入して、清掃する一週間前までに提出してください。

排出場所は希望の場所を地図に記入して提出してください。

### 2 注意

- 可燃ごみ、不燃ごみは必ず分けて、袋の可燃・不燃どちらかに印をつけてください。  
※プラスチック類ごみは汚れているため(きれいに見えても)可燃ごみで出してください。
- 自宅の剪定枝、落ち葉や家庭ごみ等はボランティア袋では収集できません。

**※土、石、泥は入れないでください。**

- 1袋の重さを5~10kgくらいまでにしてください。
- 団地等で管理する花壇や畑から出た草花等にボランティア袋は使用出来ません、有料の可燃袋に入れて出してください。
- 市が処理出来ないものは収集できません。(ごみ・資源分別カレンダーをご覧ください。)
- 側溝の泥は道路課へご依頼ください。……市役所道路課補修係：042-514-8431(直通)

### 3 袋の配布場所

クリーンセンター、市役所1F(市民相談窓口)、七生支所(京王高幡SC2階)、豊田駅連絡所、図書館(中央・日野・百草)、生活・保健センター、中央公民館、日野市社会福祉協議会(中央福祉センター内)、児童館、市内公立保育園・市内公立幼稚園、平山季重ふれあい館子育てひろば、セツ塚ファーマーズセンター、カワセミハウス、市内郵便局で配布しています。

※図書館は月曜祝日休館、公民館と日野市社会福祉協議会は火曜から金曜までになります。

# 〇まつり等ごみ収集について

## 処理方法

お祭り、盆踊り等の行事から出るごみの処理は、すべて有料となります。

下記のいずれかの方法により、処理をお願いします。なお、事業所、神社等が主催する行事から出るものについては、下記の1または2の方法のみとなります。

### 1. 主催者がクリーンセンターに運び込む方法

ボランティア袋は使えません!

#### 【手 順】

原則、一般家庭同様の分類及び処理（キャップ、ラベルを外す、容器をすすぐ等）を行った後、直接クリーンセンターに運び込んで頂きます。

受付時間は、祝祭日を含む月曜日から金曜日の8時30分から11時30分、及び13時00分から16時30分です。

#### 【費 用】

可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック類ごみとともに処分費として1キログラム当たり42円かかります。資源物は、ぬれたり汚れたりしたものは、有料ごみとなります。処理（キャップ、ラベルを外す、容器をすすぐ等）されていれば無料です。

### 2. 市の指定業者に委託する方法

#### 【手 順】

事前に業者と、収集日・収集方法・費用について調整してください。原則、一般家庭同様の分類及び処理（キャップ、ラベルを外す、容器をすすぐ等）をしてください。

#### 【費 用】

依頼された業者は、クリーンセンターに搬入時に1キログラム当たり42円を納めます。したがって、全ごみ量×42円の処理費プラス収集運搬費がかかります。

### 3. 役員等が持ち帰り、通常の収集日に出す方法

#### 【手 順】

家庭用有料指定袋を自治会等で購入して頂き、可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック類ごみをそれぞれの袋に詰めて各自持ち帰り、可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック類ごみ・資源物それぞれの収集日に家庭ごみと一緒に出して頂きます。

#### 【費 用】

可燃ごみ、不燃ごみ・プラスチック類ごみとともに家庭用有料指定袋代が必要になります。

### 4. 市に収集依頼をする方法

#### 【手 順】

事前に市と、収集日・集積場所等について調整の上、収集依頼日の1週間前までに収集依頼書を提出してください。家庭用有料指定袋を自治会等で購入して頂き、可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック類ごみをそれぞれの袋に詰めます。資源物は、一般家庭同様の分類及び処理（キャップ、ラベルを外す、容器をすすぐ等）をした上で、種類ごとにビニール袋等にまとめ、可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック類ごみとともに決められた場所に集積し収集を受けてください。

雨天等で中止又は延期した場合は、必ずクリーンセンターへ連絡（休日・夜間は留守番電話に）してください。

【費用】

可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック類ごみともに家庭用有料指定袋代が必要となります。

資源物は、処理（キャップ、ラベルを外す、容器をすすぐ等）されていれば無料です。処理されていない場合は回収出来ません。

◎環境等への配慮のため、自治会等が主催する行事に伴って排出されるごみ及び資源物の処理については、主催者が減量に努めるとともに責任を持って処理して頂くことになっています。

食べ物や飲み物の容器は、できる限りリサイクルできる素材を使用し、材質ごとに回収してください。

リサイクルできるものはキャップ等を外し、中身をすすいで（一般家庭の出し方に準ずる）出して頂くこととなります。したがって、ごみはできる限り各自持ち帰ることを呼びかけてください。



# 高齢者施策について

健康福祉部高齢福祉課在宅支援係（042-514-8496）

## 〇ふれあいサロンについて

日野市では、高齢者見守り支援ネットワーク事業の一環として、高齢者を中心とした地域の多世代の交流の場（ふれあいサロン）を自主的に運営する地域の団体や組織を応援するため、以下の支援を行っています。



	ふれあい交流拠点	ふれあい交流活動
概要	週4日以上オープンなど高齢者の集まりやすさに対する配慮を特に求める	「ふれあい交流拠点」の基準には満たない場合でも、自主的な運営により高齢者の交流の場として機能しているような活動を想定
主な条件	《共通事項》 ▶ 「ふれあい交流型」の目標である地域の多世代の交流の場づくりを目的としていること ▶ 特定の人のためだけの活動とならないよう、利用者が限定されるような基準を設けないこと ▶ 話し相手やもしもの時の備えとして、活動時間中は1人以上のスタッフが常駐していること	
	▶ 1回あたり4時間以上、週4日以上 ▶ 1回あたりの利用者 20人以上を目指す ▶ 活動場所は市と協議の上、市が決定する	▶ 1回あたり4時間、週1日以上 ▶ 1回あたりの利用者 10人以上を目指す
支援内容	▶ 活動場所の無償提供（家賃 <sup>※1</sup> 、水道光熱費） ▶ 立ち上げ、運営に対する支援 ▶ 施設及び常駐スタッフに対する保険の加入	▶ 活動に対する補助金 <sup>※2</sup> 交付 <補助金の上限額> ・週4日以上活動 ⇒ 20万円/年 ・週3日以上4日未満 ⇒ 15万円/年 ・週2日以上3日未満 ⇒ 10万円/年 ・週1日以上2日未満 ⇒ 5万円/年

ふれあいサロンは、誰でも気軽に立ち寄り、お茶を飲みながらのおしゃべりや趣味の活動など、思い思いの時間を過ごす「地域のたまり場」です。ふれあいサロンでは、高齢者を含む多世代の交流を通して、地域の高齢者の見守りを自然な形で行っています。また、サロンの運営にボランティアとして関わるなど、地域にお住まいの方々にとっての社会参加・地域活動の場でもあります。

サロンの活動にご興味・ご関心のある団体・組織は、ぜひ一度お問合せください。



## 〇互近助（ごきんじょ）サービスちょこすけ

互近助サービスちょこすけ（ちょこすけ＝ちょこっとすけっと）とは、自治会や地域有志の団体、NPO法人など、地域で活動する住民主体の団体が、主に在宅で暮らす高齢者に対して、日常生活におけるちょっとした困りごとのお手伝いを行うことです。

詳細はこちら

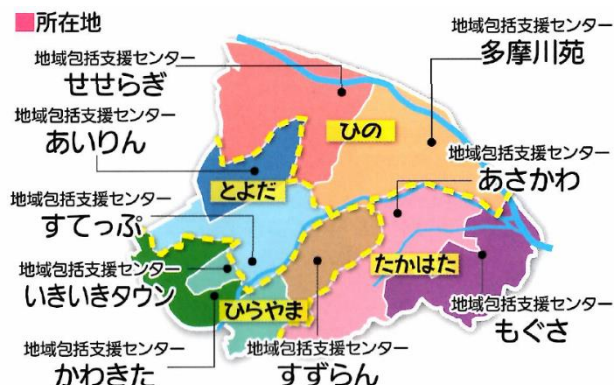
### 【困りごと支援の一例】

電球交換、庭の清掃、家具の簡単な組立・修理、お買い物代行、家事手伝い、通院同行、パソコンやスマホ操作補助 など



## ○高齢者のほっとあんしん相談所「地域包括支援センター」

「地域包括支援センター」は日野市が設置している高齢者と家族のための総合相談窓口です。プライバシーにも配慮しています。日常生活を営むのに不自由なことや不安がある時に、お気軽にご相談ください。



### 【受付時間】

月～金曜日 午前9時～午後6時

※上記以外の時間は電話にて対応いたします

名称	住所	電話番号	担当地域
もぐさ	〒191-0034 落川 1070	599-0536	百草、落川、程久保(1～8丁目を除く)、三沢2丁目、三沢1289～1294番地
あさかわ	〒191-0031 高幡 651-5 高幡マンション第2 1階	593-1919	高幡、三沢(1289～1294番地を除く)、新井、大字新井、程久保1～8丁目、三沢1・3～5丁目
すてっぴ	〒191-0053 豊田 3-1-8	582-7367	豊田、大字豊田、東豊田、富士町 旭が丘2・5・6丁目、多摩平1・2丁目
あいりん	〒191-0062 多摩平 6-31-7	586-9141	多摩平3～7丁目、日野台4・5丁目 大坂上
せせらぎ	〒191-0011 日野本町 6-3-17	589-3560	日野本町、神明、日野台1～3丁目、栄町、新町、
多摩川苑	〒191-0024 万願寺 1-16-1	582-1707	万願寺、上田、川辺堀之内、日野、宮、大字石田、石田
いきいき タウン	〒191-0054 東平山 3-1-1	585-7071	東平山2・3丁目、平山
すずらん	〒191-0041 南平 7-18-28 小林ビル 1階B	599-5531	南平
かわきた	〒191-0055 西平山 1-12-1	589-1710	東平山1丁目、西平山、旭が丘1・3・4丁目

# 健康について

健康福祉部健康課（042-581-4111）

○日野人げんき！ゼミナールについて

**日野人げんき！ゼミナール  
をご利用ください。**

市民のみなさまへ健康づくりを支援するため、保健師・栄養士・  
歯科衛生士が、お住まいの地区センターなどの会場へお伺い  
します。

## ゼミナールの内容の一例

### 手洗い教室

～手洗いチェッカーで洗い残しチェック  
と感染予防の話～

### 血管年齢測定

～あなたは大丈夫？動脈硬化予防の話～

### 足指力測定

～転倒のリスクを知りましょう～

### 筋肉量測定

～フレイルの予防について～

### 食育講座

～食生活について～

### お口の健康教育

～お口の健康体操やケアについて～

乳がんモデルの触診体験

～乳がんモデルを触って

セルフチェックのやり方を覚えよう～

### <お問合せ先>

日野市健康課（日野市生活・保健センター内）

電話 042-581-4111

FAX 042-583-2400



# 市内一斉清掃について

環境共生部環境保全課（042-514-8298）

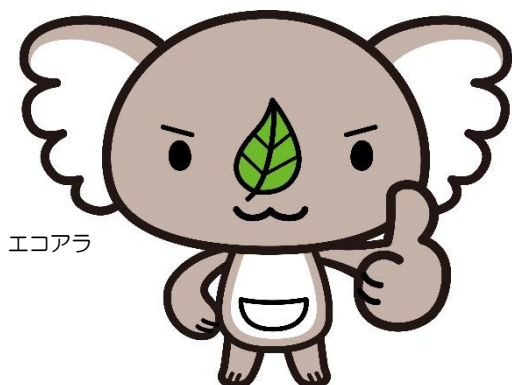
## 市内一斉清掃に 参加してみませんか！？

普段、何げなく使用している公園や  
地区センター周辺に、ごみは落ちていませんか？

『自分が捨てたごみじゃない！』  
でも、誰かが拾わないといけません。  
大学生ボランティアや小学生の一斉清掃参加率も  
上がってきています！みんなで力を合わせて  
一緒にまちの清掃をしてみませんか？

多くの方のご参加をお願いします。

市内一斉清掃は  
例年5月と11月の  
最終日曜日に行われます！



エコアラ



エコクマ

分からないことがあれば下記お問い合わせ先にご連絡下さい！

お問い合わせ：日野市 環境共生部 環境政策課 TEL:042-514-8298

自治会運営ハンドブック  
(旧 自治会の手引き)

発行日 平成19年 1月10日

改訂日 令和6年 4月 1日

編集・発行 日野市 企画部 地域協働課

〒191-0011

日野市日野本町1-6-2

日野市生活・保健センター内

TEL. 042-581-4112